

# 公民館使用許可取り消し問題の”疑問”をトコトン解説

なぜ公民館使用許可は取り消されたの？

公民館は誰のものなの？

「言論の自由」は守られているの？

## 公民館問題を考える学習討論会

日時 4月9日 日

午後1時30分～午後3時30分

場所 池田町福祉会館

内容

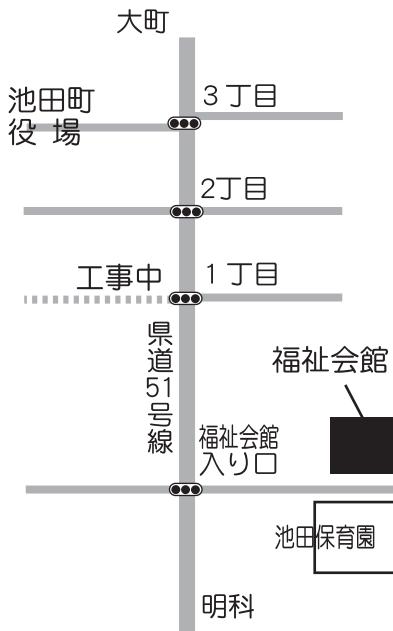
- かなえだ まさひろ  
＜お話＞金枝 真佐尋 弁護士  
(大町市 あおぞら法律事務所)  
お話のテーマ「言論の自由と公民館」  
＜野党各党連帯あいさつ＞  
民進党、共産党、社民党、緑の党  
＜報告＞実行委員から  
公民館使用許可取り消し後の  
町の対応と実行委員会の考え方  
＜討論＞会場からの質問と意見

昨年12月、『町民と政党のつどい』実行委員会が野党代表をよんで意見を聞く集まりを、池田町公民館で計画しました。これに対し、一旦使用許可をしていたにもかかわらず、町は開催日前日になって使用許可を取り消し、公民館以外の公共施設も利用を認めないという前例のない措置をとったのです。

実行委員会は会場を急きょ変えて開催、町内外から80名余の参加で集会は大盛会でした。

実行委員会は、教育委員会に対して、不当な行為だとして強く抗議するとともに、許可取り消しの理由など疑問点を質問し、その措置の撤回を要求してきました。

県内の弁護士でつくる自由法曹団長野県支部も、これは憲法21条〈言論、集会の自由〉



に違反するとした抗議声明を発表しました。

いま、池田町は公民館図書館をアップルランド跡地に移転して新たに地域交流センターの建設を進めています。

この交流センターが町民本位の使い勝手の良い施設となることは私たちの願いです。

なぜ公民館使用許可取り消しという問題が起きたのか、その意図や背景は何か、公民館の果たすべき役割とは何か、このことを考えることは住民自治にとって大変大切なことです。公民館を住民の話し合いや学習のよりどころとするために、この学習討論会を通してごいっしょに考えましょう。

そして、町や教育委員会にその声を届けましょう。

「町民と政党のつどい」実行委員会

(連絡先) 牛越 邦夫  
090-9243-0947